

京都市訓令甲第27号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

第4条第1項前段及び第2項中「(区長を除く。)」を削る。

第5条中「前条第1項」を「前条第1項前段」に、「職員及び区長」を「職員」に改め、「(区長にあっては、地方自治法施行令第129条において準用する同令第123条の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産目録)」を削り、「広報監」の右に「地球環境政策監」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)